議案第１８７号

上越市都市公園条例の一部改正について

上越市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市都市公園条例の一部を改正する条例

上越市都市公園条例（昭和４６年上越市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

別表第３使用料（１周１回）の欄を次のように改める。

使用料（１周１回）
１１０円
２１０円
２１０円
３１０円
４１０円
上記料金の８０パーセントの額

別表第４やぶの川辺公園の項中「２００円」を「２４０円」に改める。

別表第５⑴の表中備考以外の部分を次のように改める。

⑴　施設利用料金

施設名		占用利用の上限額（１時間につき）	共用利用の上限額（１人につき）		
			区分	２時間につき	１月につき
高田公園	野球場	１，３２０円			
	陸上競技場	９００円	一般	３６０円	１，４４０円
			中学生以下	１８０円	７２０円
	庭球場	１面につき２６０円			
	弓道場	６００円	一般	２４０円	９６０円
			中学生以下	１２０円	４８０円
スポーツ公園	多目的運動広場	７２０円			
	庭球場	１面につき２６０円			
	野球場	４８０円			
柿崎総合	野球場	４８０円			

運動公園	グラウンド	３１０円			
	人工芝グラウンド	８２０円			

別表第５⑵の表上限額の欄を次のように改める。

上限額
３１０円
２１０円
１１０円
３，２６０円
２１０円
３７０円
５１０円
５１０円
１１０円
３，０６０円
３，０６０円
５１０円
２，４５０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表第３から別表第５までの規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。